

令和8年度 水質管理棟作業環境測定業務 仕 様 書

1 業務目的

有機溶剤中毒予防規則（以下「有機則」という。）第28条に基づき、水質管理棟における作業環境測定を行う。

2 業務場所

水質管理棟 2階 理化学試験室 1、有機溶剤前処理室
（札幌市北区麻生町 8 丁目1-15創成川水再生プラザ内）

3 業務内容及び測定方法

(1) 業務の種類

作業環境測定業務

(2) 業務期間 契約締結日から令和9年3月5日まで

(3) 測定予定時期

7月及び1月

ただし、測定対象施設の状況等によって、変更する可能性がある。

(4) 内容

空気中の有機溶剤を測定し作業環境の評価を行う。

(5) 測定及び評価方法等

測定は「作業環境測定基準」（昭和51年厚労省告示第46号）により、評価は有機則第28条の2により定められた方法で行うこと。ただし、検知管方式による測定は行わないこと。

なお、原則、複数項目の同時採取・測定を行うこと。

4 業務量

下表に掲げる測定を年2回実施する。

測定地点	測定点数	測定項目
水質管理棟 2階 理化学試験室 1	A測定 5点 B測定 1点 計 6点	有機溶剤 3項目 アセトン、ノルマルヘキサン、 N,N-ジメチルホルムアミド
水質管理棟 2階 有機溶剤前処理室	A測定 5点 B測定 1点 計 6点	有機溶剤 5項目 アセトン、酢酸エチル、 ノルマルヘキサン、メタノール、 イソプロピルアルコール

5 提出書類（※所定の様式があるので業務主任と打ち合わせる事）

(1) 業務履行前までに

- ア 業務代理人指定通知書 1部
- イ 作業環境測定機関登録証^{※1}の写し 1部
- ウ 作業環境測定士の資格^{※2}を有することが
証明できるものの写し 1部

※1：作業環境測定法施行規則別表第5号に規定する作業場に係る登録を含

むこと。

※2：作業環境測定法施行規則別表第5号に規定する作業場に係る第1種作業環境測定士を含むこと。

(2) 随時

ア 業務予定表

イ その他 業務主任の指示により提出する。

(3) 結果判明時

速報値報告書等 一式

(評価の結果第1管理区分以外となった場合のみ提出。報告内容は、9 留意事項(5)に示す測定結果の概要に準じる。)

(4) 個別業務完了時

7月分報告書(A4判) 1部(測定日から1か月以内)

1月分報告書(A4判) 1部(完了届提出日まで)

(5) 全業務完了時

完了届 1部

各回の報告書の電子ファイル※3 一式

※3：電子ファイルについては、ウイルスチェックを実施したうえで提出すること。また、コンパクトディスク、DVD又はSDカードに記録の上、提出すること。

6 契約金額の支払い

総価契約の一括払いとし、業務完了検査の合格後に全額請求することができる。

7 業務従事者等の配置及び職務

(1) 委託者は、業務担当職員(業務主任)を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとする。受託者は、委託者から業務の履行に関する改善指導等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。

(2) 受託者は、業務代理人を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

8 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

(1) 省資源・省エネルギーの推進

(2) 廃棄物の減量及びリサイクル

(3) 環境汚染の危機管理の徹底

(4) 環境関係法令の遵守

(5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転

- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

9 留意事項

- (1) 試料の採取
 - ア 業務主任の指示する場所で、受託者が行うこと。
 - イ 日程については、業務主任と協議して決定すること。また、日程の決定後、すみやかに業務予定表を提出すること。
- (2) 測定結果が第一管理区分以外となった場合は、再測定を指示することがあるので、試料等の保存・管理を行い、直ちに業務主任へ連絡すること。
- (3) 報告書については、作成後すみやかに提出すること。
- (4) 作業環境測定業務の報告書の記載内容及び様式は、「作業環境測定の記録のモデル様式の改正について（基発0928第3号令和5年9月28日付け厚生労働省労働基準局長通知）」別添に準じたものとし、各工程の写真を添付すること。また、報告書の作成にあたっては、別添の図面及び報告書の様式を参考にすること。
なお、写真原本がデジタル機器で撮影されたものである場合には、編集等を行っていない撮影写真（撮影日時以降に更新記録のないもの）を記録したコンパクトディスク、DVD又はSDカードを併せて提出すること。
- (5) 報告書には、A 4判の要旨を添付すること。要旨には、「作業場所」「測定項目」「管理区分」「管理濃度」「A測定・B測定結果」を記載した測定結果の概要を含めること。
- (6) 評価の結果、第1管理区分以外となった場合は、報告書の内容を証明する記録、データ処理等の明細書類(チャート等の分析データを含む)を確認する場合がある。
- (7) 本仕様書に記載のない事項については、委託者と協議の上決定すること。